

平成19年度

第1回 大垣市都市計画審議会会議録

(平成19年6月20日)



## 平成19年度 第1回 大垣市都市計画審議会会議録

平成19年度第1回大垣市都市計画審議会を、平成19年6月20日（水）市役所3階合同委員会室において開催した。

その次第は、次のとおりである。

- 議 題
- 1 会長の選任について
  - 2 大垣都市計画施設の変更について
  - 3 建築基準法第51条ただし書き許可について

本日の委員の出欠席は、次のとおりである。

### 出席委員

車戸委員、岩井豊太郎委員、藤垣委員、黒川委員、三輪雅務委員、

小川委員、岩井哲二委員、岡田まさあき委員、長澤委員、

岡田平正委員、北嶋委員、西部委員（代理出席：大垣警察署交通地域

官 警視 所高弘）、矢野委員、松田委員

### 欠席委員

三輪高史委員

本日の会議出席者は、次のとおりである。

市 長 小川 敏

都市計画部長 近藤 茂

都市計画課長 安田 浩二

建築課長 近澤 廣保

建築課長補佐 福野 嘉彦

環境衛生課係長 林 明彦

都市計画課係長 奥田 卓己

建築課主事 勝 雅喜

本日の書記は、次のとおりである。

都市計画課主査 宮内 幸三

(開会時刻 午後1時)

事務局  
(都市計画部長)

皆さん、こんにちは。

定刻となりましたので、ただ今から平成19年度第1回大垣市都市計画審議会を開催させていただきたいと存じます。本日の司会進行を務めさせていただきます、都市計画部長の近藤茂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、皆様、お暑い中、またご多用の中をご出席賜りまして、ありがとうございます。

本日の会議の出席者でございますが、三輪高史委員様にご欠席と伺っております。また、車戸委員様につきましては少し遅れるということでございますのでよろしくお願いいたします。したがって、委員さんのうち2分の1以上のご出席をいただいておりますので大垣市都市計画審議会設置条例第6条第3項の規定によりまして会議が成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

なお、委員の皆さんのご紹介につきましては、お手元にお配りしてございます名簿をもちまして、ご紹介にかえさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、諮問者であります市長からご挨拶を申し上げます。

市長

どうも皆さんこんにちは。

6月ということで大変暑くなっておりますが、皆さま方には大変お忙しいところ、大垣市都市計画審議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本市の都市計画行政に対しまして、いろいろご支援を賜っておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、大垣市は昨年3月27日に上石津町、墨俣町と1市2町の合併をしたところでございまして、現在、大垣市は、合併した後の新市のまちづくり計画といたしまして、第五次総合計画の策定を進めさせていただいております。少子高齢化社会でありますとか、或いは、安全安心のまちづくりでありますとか、或いは又、循環型社会の形成でありますとか、いろいろな課題がございますけれど、そういった課題と同時に、それぞれの地域の産業・歴史・伝統・文化を活かしたまちづくりを進めていこうと、そして第五次総合計画を策定していこうというところでございます。

また、国の方におきましては、人口減少社会、少子高齢化社会を迎えまして、都市計画法の改正が行われまして、今年11月末に完全施行されということでございますけれども、この都市計画法の改正は、これまでの人口増加を前提とした都市政策を見直して、既存市街地での集約型のまちづくり、集約型の都市をめざすコンパクトシティの推進を主な目的としておるところでございます。

また、県におきましても、市町村合併の推進によりまして都市計画区域の再編ということがありますし、都市計画法の改正等を受けた区域区分の見直しなど、都市計画区域マスタープランの見直しが、平成22年度の策定を目処に行われているところでございます。

本市といたしましては、今後、こうした状況を踏まえながら、土地利用の適正な運用はもとより、都市計画を基礎とした、合併や変革、変化に対応した、そういった新たな大垣のまちづくりを進めて参りたいと思っております。

本日、皆様方には、ご審議いただきます案件、都市計画審議会の会長の選任を始めといたしまして、2つの案件につきましてご審議をいただくわけですが、よろしくお願ひ申し上げますと同時に、今後とも大垣市の都市計画行政に対しましてご支援賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございました。

それでは、本来であれば、ここで会議の方に移らさせていただくわけですが、今回は、委員の皆様が昨年8月に選任をさせていただきましてから最初の審議会ということで、会長、副会長が未だ決まっておりません。決まりますまでの間、事務局で会議の方を進行をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の議案の1ページにございます「会長の選任について」でございます。

条例第5条第2項の規定によりますと、学識経験者として委員をお願ひいたしております、車戸委員さん、岩井豊太郎委員さん、藤垣委員さん、黒川委員さん、三輪高史委員さん、以上の5名の方々の中から選出していただくこととなっております。

いかが取り計らったらよろしいでしょうか、お諮りしたいと思います。

岩井哲二委員

黒川先生にお願ひしたいと思います。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございます。

ただいま、岩井哲二委員様から黒川委員様のご推薦がございましたが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございます。それでは、異議なしということでございますので、会長は黒川委員様と決定させていただきます。  
黒川委員様、会長席の方へ、お願いをいたします。

(黒川委員、会長席へ移動)

事務局  
(都市計画部長)

それでは、早速で誠に申し訳ございませんが、会長様からごあいさつを賜りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

黒川会長

ただ今会長としてご推薦いただきました黒川と申します、どうぞよろしくお願い申し上げます。先ほど市長の方からもお話しがございましたように、都市計画審議会は大垣市の都市計画の根幹をなします、土地利用でありますとか都市施設の計画等々を審議いただく大切な審議会ということで心得ております。何分私は専門外でございますので、委員の皆様のご協力、ご支援をいただかなければ、会議の結論を得ようというのは難しいところかなと考えております。今後とも会議の運営にどうぞご協力の方よろしくお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局  
(都市計画部長)

ありがとうございました。  
引き続きまして、副会長でございますが、こちらも条例第5条第2項の規定によりまして、会長が委員のうちから指名することとなっておりますので、会長様にご指名をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

黒川会長

それでは、藤垣委員さんをご指名させていただきますけれども、いかがでございましょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございます。

事務局  
(都市計画部長)

ただいま会長様からご指名がございましたように、藤垣委員様に副会長をお願いをするということでございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

これよりの議事につきましては、条例第6条第2項の規定によりまして、会長が審議会の議長となります。

それでは、会長様、議事の進行をよろしく願いいたします。

なお、ここで、市長は所用のために退席をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

(市長退席)

黒川会長

それでは、さっそくでございますけれども議事を進行させていただきます。

本日の審議会におきまして、1名の方、傍聴希望者がございますが、これにつきまして、可としてよろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございます。

それでは審議会の傍聴につきましては許可いたしたいと存じます。

続きまして、本日の会議録署名者でございますが、三輪雅務委員さんと、岡田平正委員さんのお二人をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

黒川会長

それでは、本日の議案の審議に入りたいと存じます。本日はご案内のとおり全部で2件の議案がございます。

先ず最初に、第1号議案といたしまして、「大垣都市計画施設の名称の変更について」を議題といたしたいと存じます。

この件につきまして、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

(都市計画課長)

都市計画課長の安田浩二でございます。よろしく願いいたします。

お手元の資料、第1号議案ということで、議案集では3ページからとなっております。

4ページをご覧いただきたいと存じます。4ページにつきましては、ご案内のとおり、今回審議会のご意見を受けさせていただきまず諮問書でございます。内容につきましては5ページ以降でご説明を申し上げます。

5ページでございますけれども、都市計画施設としての「大垣市斎場」、これの名称を「大垣市鶴見斎場」というかたちに変更させていただきたいとするものでございます。

この変更理由につきましては、お手元にも記載させていただいておりますように、合併に伴いまして大垣市の火葬場条例の方の名称が「大垣市斎場」から「大垣市鶴見斎場」と変更となったということに伴いまして、条例上の名称と都市計画上の名称との整合を図



りたいということで変更するものでございます。

6ページから8ページにつきまして、変更前後の対照表、それから7ページが位置図でございます、解りにくくて恐縮ですが、中程、変更個所と標記しております赤の斜線の部分、大垣市三城公園の南にございます大垣市鶴見斎場でございます。それから8ページにつきましては大垣市火葬場条例の一部抜粋ということで付けさせていただいております。お目通しいただければと思います。

この都市計画施設の名称変更につきましては大垣市の決定事項ということでございます。これは、軽易な変更ということに該当いたしますため、都市計画の案の縦覧、それから県知事の同意は不用ということで、この審議会で御了承いただけました後には市で都市計画の決定の告示を行った後、県知事の方へ図書の送付を行うということになります。

以上、第1号議案につきましては説明を終わらせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

黒川会長

ありがとうございました。

ただいま、第1号議案につきまして事務局から説明いただきましたけれども、この件につきまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言お願いいたします。

(発言なし)

黒川会長

よろしいでしょうか。

それでは、第1号議案につきまして、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。

それでは、原案を適当と認めることにいたします。

続きまして、第2号議案といたしまして、「建築基準法第51条ただし書き許可について」を議題といたしたいと存じます。

この件につきまして事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局  
(建築課長)

失礼します、都市計画部建築課長の近澤廣保でございます。よろしくお願ひ致します。

第2号議案「建築基準法第51条ただし書き許可」についてご説明をさせていただきます。

10ページでございますけれども、審議会への、諮問書の写しでご

ざいます。

11ページをご覧ください。最初に1、建築基準法の概要ですが、建築基準法第51条では、市場、火葬場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画で位置を決定しなければ、建築又は用途変更してはならないと定められております。しかし、ただし書きによりまして、特定行政庁、これは大垣市でございますが、今回の案件について、市及び県の都市計画審議会の議を経まして、その敷地の位置が都市計画上支障がないとした場合、位置決定を不要としております。

次に2、対象施設とする根拠でございますが、申請がありました施設は、産業廃棄物処理施設の政令で定めるその他処理施設であり、網掛け部の7)の廃プラスチック類の破碎施設に該当します。政令の中では、工業又は工業専用地域における処理能力の規定が、ほかの地域に比べ緩和されております。

次に3、ただし書き許可とする根拠でございますが、設置者が民間事業者であることにより、将来、移転又は廃止等が考えられることから、今回、ただし書き許可の規定を適用するものでございます。

次に4、申請敷地の概要ですが、申請者は株式会社セイノーマテリアル 代表取締役 井原清 でございます。用途は、産業廃棄物中間処理施設です。敷地の位置は、大垣市赤坂町北岡ノ下111-1ほか18筆となっております。敷地面積ですけども 4,286㎡、用途地域は、工業地域内でございます。申請理由は、その他処理施設への用途変更でございます。

12ページの5をご覧ください。申請処理施設の概要ですが、今回対象となります施設は工業地域でございますから、1日あたり6トンを超える施設1、2、3が許可の対象となります。

次に6、建築物の概要ですが、当該施設は元石加工業者の工場上屋がありまして、そのまま使用するもので、敷地内には合計6棟の建物があり、棟名1)処理棟(A棟)に今回対象となる施設が設置される計画であります。

次に7、処理行為の概要についてご説明いたします。運搬車両につきましては、4から10トン車が、1日に31台程度となっております。

処理品目の搬入品でございますが、車の廃タイヤでございまして、これらは県内のタイヤ販売会社から搬入いたします。搬出品としまして、100%破碎した廃タイヤ、チップでございますけども、県外のリサイクル工場等へ搬出いたします。また、施設の稼働時間は24時間となっており、職員が常時監視・作業を行っております。

次に8、その他特記事項としまして、公害防止協定等としては、付近住民及び地元自治会の同意を得ております。また、廃棄物処理

法につきましては、事前協議を経まして、県の環境部局へ設置許可の申請がなされておりました、本申請と同時許可を予定しております。

13ページをご覧ください。都市計画総括図です。申請地は大垣市の北西部に位置し、数社の工場が操業します工業地帯となっております。

14ページをご覧ください。赤線で囲んだ部分が申請地です。搬入搬出は敷地西側の緑色の幅員6.2mの県道、及び青色の幅員6から8mの市道を通りまして、茶色の幅員21mの県道を利用する計画となっております。

15ページをご覧ください。A棟からF棟が建築物を表し、全て繋がっております既存の建物でございます。今回51条ただし書き許可の対象となる施設の計画は、斜線で囲まれましたA棟の建屋内に設置されるものです。

最後に、今回この敷地の位置が都市計画上支障がないことについてでございますが、1つ目としまして、周囲にはその他にも工場等があり、用途地域が工業地域で、主に工業の利便増進を図る地域であること。2つ目としまして、廃棄物処理法に基づきまして地元自治会の同意が得られていること。3つ目としまして、搬入経路として6mから8mの道路幅員があるということ。それから、4つ目としまして、施設の騒音、振動につきまして、廃棄物処理法に基づきまして県の環境部局で行われる生活環境影響調査、及び環境アセスに係る審査が終わっており、基準値以下であること。5つ目としまして、当施設は元ありました石加工業者の工場上屋をそのまま使用する計画で、また、リサイクル施設であること、などがあげられます。

ただいま、ご説明申し上げました、株式会社セイノーマテリアルの産業廃棄物処理施設につきまして、ご審査賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

黒川会長

はい、どうもありがとうございました。

ただいま、第2号議案につきまして、事務局からご説明いただきましたけれども、この件に関しまして、何かご質問、ご意見がございましたら、ご発言をお願いいたします。

松田委員

市民委員の松田と申します。私が事前にこの51条の関係について調べまして、ここに書いてあります130条の2の3ということですけども。この表に書いてございますように、ちょうど7)の1日6トンとありますが、この6トンの数値以下であるものが、このただし書きの条件に合うというようになっておりますが。今回のこ

の施設の、12ページの表の一番上の5番にある施設の概要が、この表にある130条の2の3の3号の該当する号にあたるかどうかというのが一番大事だと思いますが。もう一度説明していただけますか。

事務局  
(建築課長)

対象施設とする根拠ということで、11ページの2にあると思うのですが(も7)の廃プラスチック類の破碎施設、処理能力、一般地域ですと1日5トン以上、それから工業と工業専用地域は1日当たり6トンを超えるものが廃掃法に規定する産業廃棄物処理施設が該当しますということです。12ページの申請施設の概要ということで、計画で1、2、3番、廃プラスチック類破碎施設、施設1が1日に92.16トン、施設2が138.24トン、施設3が72トンということで対象となるわけです。その他に1、2ということで、廃プラスチック類破碎施設ということで、施設4が1日に4.32トン、2つ目としまして、廃プラスチック類、金属くず圧縮・分離施設、これが21.6トンあるのですが、なぜ対象外となっておりますかというのは、今説明しました、1日6トン以下でこれは該当しない、それから2つ目の廃プラスチック類、金属くず圧縮・分離施設、これは破碎施設に該当しませんので、今回は対象外となるものでございます。以上です。

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。  
他に何かございますでしょうか。

(発言なし)

黒川会長

よろしいでしょうか。  
それでは他にご発言もないようですので、原案を適当と認めるに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

黒川会長

ありがとうございました。  
それでは、原案を適当と認めることといたします。  
ただいま、委員の皆様にご審議いただきました2件の議案につきましては、後日、事務局を通じまして、市長さんの方に原案を適当と認める旨を答申いたしたいと存じます。ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

本日予定されております議案は以上のおりでございますけれども、事務局の方から何か報告・連絡事項等がございましたらお願い

事務局  
(都市計画係長)

いたします。

失礼いたします。都市計画課計画係長の奥田卓己でございます。よろしくお申し上げます。

その他事項といたしまして、お手元の方に「都市計画に関する定期見直し等スケジュール（素案）」につきまして資料を配らせていただいておりますが、こちらについてご説明をさせていただきます。なお、この資料につきましては、県の都市政策課の資料を基に作成しておりますので、現時点での素案ということとなります。よろしくお願いいたします。

県の方では、今年度から平成22年度を完了予定に、都市計画の定期見直しを実施されております。

この定期見直しでは、都市計画区域の再編・拡大、都市計画区域マスタープランの見直し、区域区分、いわゆる市街化区域、市街化調整区域の線引きの見直しなどが予定されております。また、県の見直しに併せまして、市では、市都市計画マスタープランの策定や県の見直しと整合した形で用途地域の見直しなどが必要であると考えております。

資料の表、左側に示しました手続等についてご説明させていただきます。県では今年度から都市計画の見直しを開始し、20年度に都市計画案の策定を行います。そして、21年度から都市計画の手続に入り、22年度に定期見直しを完了する予定となっております。市も県と併せて見直しを行うこととなります。

具体的な内容といたしましては、表の真ん中にありますが、県では今年度、都市計画区域の見直しの基本方針等の策定を行います。それと併せまして、県では今年度、都市計画基礎調査を基に、区域区分等の見直しの基礎となります人口フレームの調査を行います。

次に20年度につきましては、市や町からの要望を取りまとめ、都市計画基礎調査の分析を行いながら、県素案の策定を行います。

そして21年度からは、県修正素案を策定し、公聴会などを経て県原案といたしまして、国との事前協議、都市計画案の縦覧、県都市計画審議会を開催し、都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープランの見直し、区域区分の変更などの定期見直しを完了される予定であります。

次に、表の右側になりますが、市では今年度、県から委託を受けて都市計画基礎調査を実施いたしております。この調査は、都市計画法の定めに従い概ね5年に1回実施され、人口規模、市街地の面積、土地利用などの現況と将来の見通しを調査するものであります。この内容を基に、区域区分、用途地域などの都市計画の素案を市としても検討いたします。

次に20年度には、市内部と都市計画区域内の各町と調整を図り、都市計画区域としての素案を取りまとめ、県で決定する区域区分等につきましては県に申し入れを行い、市で決定する用途地域等につきましては県と調整を図りながら進めてまいります。

そして21年度からは、県と歩調を合わせまして、都市計画の手続を行い、22年度に市都市計画マスタープランの策定、用途地域等の見直しを完了する予定であります。

先ほどご説明させていただきましたとおり、この定期見直しは都市計画の骨格となります都市計画区域の再編、都市計画区域マスタープランの見直し、区域区分のいわゆる市街化区域と調整区域線引きの見直しなどを中心に実施されるものですので、よろしくお願いいたします。

以上、平成19年度から22年度にかけて行われます、県の都市計画に関する定期見直し等のスケジュール（素案）についてご説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

黒川会長

はい、どうもありがとうございました。

ただ今、定期見直し等のスケジュールの素案につきましてご説明いただきましたけれども、この点につきまして、何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

(発言なし)

黒川会長

よろしゅうございますでしょうか。

まだ素案の段階でございますけども、今後、クリアーになりましたら、またその都度、折を見てご紹介させていただく事になろうかと思っております。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これもちまして、本日の第1回目の審議会を閉会とさせていただきますと思います。

本日は、どうもご協力いただきましてありがとうございました。

(閉会時刻 午後1時30分)

# 大垣市都市計画審議会

会 長

会議録署名者

会議録署名者